

議案第46号

指定管理者の指定について

上越市吉川ゆったりの郷条例（平成16年上越市条例第95号）第7条の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和4年3月2日提出

上越市長 中川 幹 太

| 施設の名称 | 指定管理者 | 指定の期間 |
|----------|---|---------------------------|
| 吉川ゆったりの郷 | 上越市吉川区長峰100番地 株式会社ゆったりの郷 代表取締役 山下 悟 | 令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで |